

枚方市
人権尊重のまちづくり基本計画
《概要版》



令和4年(2022年)6月

Ⓔ 枚方市

第1章

計画の策定にあたって

1 計画の策定の背景

◆国際的な動向

- 世界人権宣言採択
- 人種差別撤廃条約採択
- 障害者の権利に関する条約採択
- SDGsを採択 など

◆国の動向

- 日本国憲法制定
- 平成28年（2016年）人権三法施行
- SDGs推進本部を設置 など

◆大阪府の動向

- 大阪府人権尊重の社会づくり条例制定
- 大阪府人権施策推進基本方針策定
- 令和元年（2019年）人権三条例施行
- 大阪府SDGs推進本部を設置 など

◆枚方市の取り組み

- 人権尊重都市宣言
- 枚方市人権尊重のまちづくり条例制定
- 枚方市人権教育・啓発基本計画策定
- 子どもを守る条例制定
- 枚方市SDGs取組方針策定 など

第2章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

性別や国籍の違いを理由とする人権侵害、子どものいじめ問題や高齢者及び障害者などに対する差別・虐待、また、部落差別（同和問題）など様々な人権問題がいまだ存在する中、インターネットによる誹謗中傷などの人権侵害の顕在化や、昨今では、新型コロナウイルスなど未知の感染症に係る偏見や誹謗中傷が発生するなど人権問題の多様化・複雑化が進行しており、市民の人権意識の高揚や人権課題に対応する施策（以下、「人権施策」という。）の一層の推進が求められています。

本計画は、市民意識調査の結果等を踏まえた分野ごとの様々な人権問題に関する現状と課題を整理するとともに、分野ごとの人権課題に対応する取り組みの方向性などを定めることで、人権施策をより効果的・総合的に推進することを目的に策定するものです。

- ▶「人権問題の多様化・複雑化」や「新たな人権問題」、「市民意識調査の結果から見えた課題等」に対応する人権施策を効果的・総合的に推進するために策定

2 計画の位置づけ

◆「人権尊重のまちづくり」の基盤（ベース）となる計画

～各分野の人権課題を横断的に捉え、課題に対応した人権施策を推進～

様々な分野の施策を展開する上でベースとなる人権尊重の理念を掲げるとともに、幅広い人権課題とそれらの取り組みの方向性を横断的・総合的に示すもの。

▶各行政計画に基づく施策は、総合計画との整合性を図り、本計画の人権尊重の理念や人権課題とこれらの取り組みの方向性等を踏まえて実施

◆「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を踏まえた計画

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が定める施策の基本計画である「枚方市人権教育・啓発基本計画」を包含しています。

3 基本理念

市民一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやり、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていきます。

4 基本方向

人権が尊重されるまちづくりや差別解消に向けては、即効性のある抜本的な対応や解決が難しく、継続的に、そして着実に人権施策を推進する必要があります。

また、日々の人と人とのふれあいの中で、互いの違いに気づき、それを認め合い、相手の気持ちになって考えること、さらには、自分に対する差別でなくとも、他人事とせず、一人ひとりが差別をなくすという意識を持ち、行動することが重要です。

本計画の基本理念の実現に向け、次の4つの基本方向を設定し、分野横断的に人権施策を展開していきます。中でも次代を担う子ども等に対する教育の果たす役割は大きく、人権教育の一層の充実に努めます。

- (1) 人権教育の推進
- (2) 人権啓発の推進
- (3) 人権相談・支援体制の充実
- (4) 関係機関、市民団体等との協働

第3章

様々な人権問題についての取り組み

市民意識調査の結果等から見える様々な人権問題の現状と課題、それらの課題を解決していくための取り組みの方向性をまとめています。

1 女性の人権

性別役割分担意識や、家庭や職場における性別を理由とする差別や性犯罪等の暴力、DVなどの人権侵害が、ジェンダー平等の実現の妨げとなっています。

- 男女共同参画等への理解促進
- DV防止に関する理解促進
- 被害者支援体制の充実
- 男女共同参画の視点を持った機会の充実

2 子どもの人権

いじめや体罰、虐待などの身体的・精神的な危害のほか、子どもの貧困など、子どもを取り巻く環境はますます深刻になっています。

- 子どもの権利の啓発推進
- いじめ防止に関する教育の推進
- 学習支援の推進
- 児童虐待の予防・防止
- 暴力の予防に向けた教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実

3 高齢者の人権

施設や家庭での身体的・心理的虐待や介護・世話の放棄、財産権の侵害、行動制限などが発生しています。高齢者を狙った悪徳商法や詐欺、就職差別、賃貸住宅への入居拒否なども問題となっています。

- 高齢者や認知症についての理解促進
- 相談・支援体制の充実
- バリアフリー化の推進

4 障害のある人の人権

車いすを使用していることを理由とした入店拒否や、障害があることを理由とした契約拒否など不当な差別等が起こっています。

- 障害についての理解促進
- 虐待防止の啓発推進
- 相談・支援体制の整備・充実
- 雇用・就業体制の支援
- バリアフリー化の推進

5 こころの病（うつ病など）に関する人権

「特別な人がかかるもの」という先入観や偏見が解消されたとはいえず、生きづらさに苦しんでいる人たちがいます。

- こころの病（うつ病など）についての理解促進
- 相談・支援体制の整備・充実

6 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、歴史的過程で形づくられた身分差別で日本固有の人権問題です。結婚や住宅購入時などに、同和地区や出身者を避けようとする差別意識が依然として存在しています。

- 部落差別（同和問題）についての理解促進
- 相談・支援体制の整備・充実

7 外国人の人権

外国人の不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などが発生しています。特定の人種や民族の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）も社会問題となっています。

- 多文化についての理解促進
- ヘイトスピーチに対する啓発推進
- 相談・支援体制の整備・充実

8 HIV感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権

HIV感染者への就職拒否や入居拒否などが起きています。ハンセン病患者・元患者の家族に対しては、国の政策のもとでの厳しい偏見、差別が存在した事実があります。

- HIV感染症・ハンセン病についての理解促進
- 相談体制の整備・充実

9 新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権

新型コロナの感染者や家族、医療従事者などライフラインを支える人たちへの偏見、差別、排除が起きています。新型コロナワクチンの接種強要や接種しないことで差別的な扱いを受ける事例も起きています。

- 感染症についての理解促進
- 相談・支援体制の整備・充実

10 犯罪被害者やその家族等の人権

犯罪被害者や家族は、直接的な被害だけでなく、精神的・経済的被害など様々な問題に苦しんでいます。差別や偏見を受けて、社会的孤立に追いやられる人権侵害もあります。

- 犯罪被害者等の人権についての理解促進
- 相談・支援体制の整備・充実

11 ホームレスの人権

ホームレス状態の人は、家庭の問題、人間関係、病気、精神疾患、倒産、失業など複数の問題を抱えている場合があり、路上生活を余儀なくされていますが、社会では自己責任論が強く、偏見や差別の眼差しで見られる傾向にあります。若年者が増加しています。

- ホームレスについての理解促進
- 相談・支援体制の整備・充実

12 性的マイノリティ（LGBT等）の人権

性的マイノリティ（LGBT等）に対する偏見や差別、その存在に気づかずに無意識に排除するという問題が起こっています。当事者の意図しない公表がなされない、安心して相談できる相談環境や支援体制の構築が求められています。

- 性の多様性についての理解促進
- 相談・支援体制の整備・充実

13 職業や雇用をめぐる人権

「職業選択の自由」はすべての人に保障されていますが、部落差別（同和問題）や性別、年齢、国籍、宗教的、道徳的な理由による差別的な採用選考のほか、「力仕事」「非正規社員」など特定の職業や従事形態に対する偏見や差別が存在します。

- 職業や雇用についての環境づくりの促進

14 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント

職場で起こりやすいセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、地域や家庭、友人間の非常識な嫌がらせ（モラルハラスメント）、顧客の過度な攻撃（カスタマーハラスメント）、妊娠・出産・育休が理由の不利益な取扱い（マタニティハラスメント）などがあります。

- ハラスメント防止の啓発推進
- 相談・支援体制の整備・充実

15 インターネットによる人権侵害

インターネット上での誹謗中傷や、差別を助長する有害情報の掲載・投稿などが多数起きていますが、被害者の人権を守る法整備が十分でなく、子どもが巻き込まれる犯罪も後を絶ちません。

- インターネット上の人権侵害に関する教育・啓発の推進
- インターネット上の差別情報の拡散防止
- 相談・支援体制の整備・充実

16 ひきこもりの状態にある人の人権

ひきこもりの問題は、対人関係や進学の問題、就労の困難さ、生活困窮など様々な要因が絡み合っている場合が多いですが、本人や家族が自分たちの責任と考え、社会的に孤立し相談支援につながらない傾向があります。

- ひきこもりに関する理解促進
- 相談・支援体制の充実

17 様々な人権問題

- (1) 東日本大震災等災害に起因する人権問題
- (2) アイヌの人々の人権
- (3) 北朝鮮当局に拉致された被害者やその家族の人権
- (4) 人身取引(性的サービスや労働の強要等)に関する人権問題

- 様々な人権問題についての理解促進



第4章 > 計画の推進体制等

1 庁内外の推進体制

(1) 人権施策の推進体制

- ① 枚方市人権擁護推進本部
- ② 枚方市人権尊重のまちづくり審議会

(2) 国や大阪府など関係機関との連携

(3) 市民など多様な主体との連携

2 計画の期間と見直し

- 10年間を計画期間とする中長期的な計画
- 社会情勢の変化等に対応するため、5年を目途に中間見直し



計画の中に 「ひこぼしくんコラム」を 掲載しているよ!

- ◆難しいと思われがちな人権問題について、少しでも関心を持ってもらえるように。
- ◆知らないことが原因で、無意識に加害者とならないように。
- ◆人権侵害が他人事ではなく「ジブンゴト」であり、身近な問題であると気づけるように。



心のバリアフリー?「バリア(障壁)」って?



バリア(障壁)となるものについて考えよう。車いすを使用する人にとって、入口の段差や2階へ行くときの階段はバリア(障壁)になるね。では、バリアは、建物や道路などのハード面だけなのかな。車いすを使用する人がエレベーターに乗ろうとしたとき、車いすの人を走って追い越し、先にエレベーターに乗り込む人、スマートフォンに夢中で、車いすの人が通る邪魔をしていることに気付かない人。歩道を塞ぐようにして自転車を駐輪する人。この人たちも、車いすを利用する人にとって、バリア(障壁)になっているね。

誰もが利用しやすい環境づくりは大切だけど、一気に変えることはできない。**でも、一人ひとりの行動や考え方を変えることによって、取り除かれるバリア(障壁)もある。**

「心のバリアフリー」は、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいうよ。社会の中のバリアによる困りごとや、それによる心の痛みに気付くことができる人になりたいね。



正しい知識を身に付けよう「HIV」、「エイズ」って?



HIVとエイズの違いは知ってるかな。HIVは、ヒト免疫不全ウイルスというウイルスの名前で、エイズは後天性免疫不全症候群という病気の名前なんだ。HIVに感染しているけれど、エイズを発症していない人のことは「HIV感染者」といって、日本では、2万人以上いるという報告があるよ。

HIVに感染しても、早期発見・早期治療すれば、発症を予防もできるし、治療法も進んでいるから、多くのHIV感染者が感染前とほぼ変わらない生活を送れるんだって。

そもそも、**HIVは感染力が非常に弱く、学校や職場等の日常生活では感染しない**し、主な感染経路は、性行為や血液感染だけど、適切に治療を継続して体内のウイルス量が減少すれば、性行為でも感染を起こさないことがわかってきているよ。

でも、HIVの感染者は、様々な要因により**偏見を持たれることをおそれて、検査や治療を控えてしまうという問題もある**し、輸血等で感染した人たちが、これらの偏見や差別への不安から被害を訴えにくくなったりしている。

HIVやエイズについて、正しい知識を持って、不確かな情報に影響されないことが大切だね。



部落差別(同和問題)ってまだあるの?



部落差別(同和問題)は、昔の差別だから、今はもう関係ないって思っていないかな。「自分の周りで差別的な発言を聞かない = 今はその差別がない」ではなく、今なお、差別や偏見に苦しんでいる人はいるよ。そして、周りに言えずに苦しんでいることもある。それに過去の就労機会の不平等などによって生じた経済格差が、今でも住居環境や教育に影響を及ぼし、こうした環境の改善に、努力している人たちが、たくさんいることも忘れてはいけなないね。**普段、「自分は差別をしない」って思っている人でも、自分の親しい人や家族が結婚や居住地を選ぶときに、同和地区出身の結婚相手や同和地区を拒むといった差別意識が表れることがあるよ。**その原因は、その内容に対する無知や無理解。インターネットで便利になった一方、様々な情報が一瞬で拡散される時代。部落差別(同和問題)について何も知らなかったら、悪気なく、インターネット上で間違った情報を拡散してしまうこともあるよ。みんなが、正しく知ることが大切だね。差別となる行動をしないために、まずは事実や正しい情報を知る。これが大事だね。



「人権」と「平和」って、関係あるの？



「人権」と「平和」って、関係がないと思っている人が多いのではないかな。日本国憲法には「基本的人権」という言葉が出てくるのだけど、これは、国民が生まれながらに持っている権利とされていて、「基本的人権の尊重」とは、「みんなが人間らしく生きる権利を持つこと」を表しているんだ。

では、戦争が起きるとどうなるのだろう。二度にわたる世界大戦のときや、今、ロシアからの武力侵攻で攻撃を受けているウクライナが直面している状況を考えてみて。戦争が起これば、食べることも、教育を受けることも、みんなが人間らしく生きることが難しくなってしまう。『**平和のないところに人権は存在し得ない**』といわれるのは、こういうことからなんだ。

次に、差別やいじめなどの人権侵害が繰り返られる社会を考えてみよう。人権が守られていない社会では、平和とは明らかにいえないね。『**人権のないところに平和は存在し得ない**』といわれることも理解できるね。だから、「人権」と「平和」が密接な関係にあることがわかるよね。

枚方市では、3月1日を「枚方市平和の日(※)」と定めていて、8月や3月を中心に平和に関するイベントを実施しているよ。広報ひらかた等で案内するので、イベントにも参加してみてね。

※「枚方市平和の日」の由来は、市公式ホームページにも載ってるよ！



気を付けよう、思い込みや偏見



「容疑者は、精神科に通院歴(入院歴)がある」といった報道があったとき、それを聞いた人はどう感じるかな。精神科通院歴(入院歴)が、事件と直接関係なくても、因果関係があるように思い込んでしまうかもしれないね。そして、こころの病を患っている人は、こういう報道を見ると、「自分も犯罪をするような人に周りから思われるのではないか」と不安を感じたり、辛い気持ちになるかもしれない。通院や入院している人は、医師の治療のもと、自らの障害や病を理解して、コントロールできている人が多いのに、こういう先入観や偏見は悲しいことだね。総人口における精神障害者等の割合は約3%で、一般刑法犯に占める精神障害者等の割合は約1%。統計的にも割合が高くないことがわかっているよ。先入観や偏見から、無意識に自分も差別する側にならないよう、一人ひとりが正しく知ることが大切だね。



便利と危険が隣り合わせ



インターネットは匿名で簡単に情報発信できるし、瞬時に世界中に伝えることもできる便利なツールだけど、使い方を間違えると大変なことが起こるよ。人の心を傷つける「凶器」にもなるし、**使い方次第で、無意識に人権を侵害する「加害者」になることもある**。正しいルールと知識を身に付けてほしいな。

次のことに気をつけてみてね。

- ★他人への誹謗中傷や差別的な内容を書き込まない。
- ★他人の書き込みに対し、挑発や差別を助長する書き込みをしない。
- ★使用する言葉に注意。暴力的な言葉はだめ。
 - ▶ 関係する人を傷つけたり、怒らせたり、悲しい気持ちにさせる場合があるよ。
- ★根拠のないうわさ話を載せない。
- ★他人の秘密や出处不明の情報を安易に拡散しない。
 - ▶ その情報が不適切だった場合、拡散した人も社会的責任を問われる場合があるよ。
- ★人が映っている写真や動画を勝手に載せない。
- ★知り合いの連絡先や住所など、個人情報を無断で載せない。
- ★雑誌や書籍に載っているマンガ、写真、記事などを勝手に載せない。
 - ▶ 違う目的に使用されるおそれ、拡散されるおそれ、なりすましの被害に遭うおそれ、ストーカー被害などに巻き込まれるおそれがあるよ。そして、載せる内容によっては、著作権の許諾などが必要な場合があるよ。

